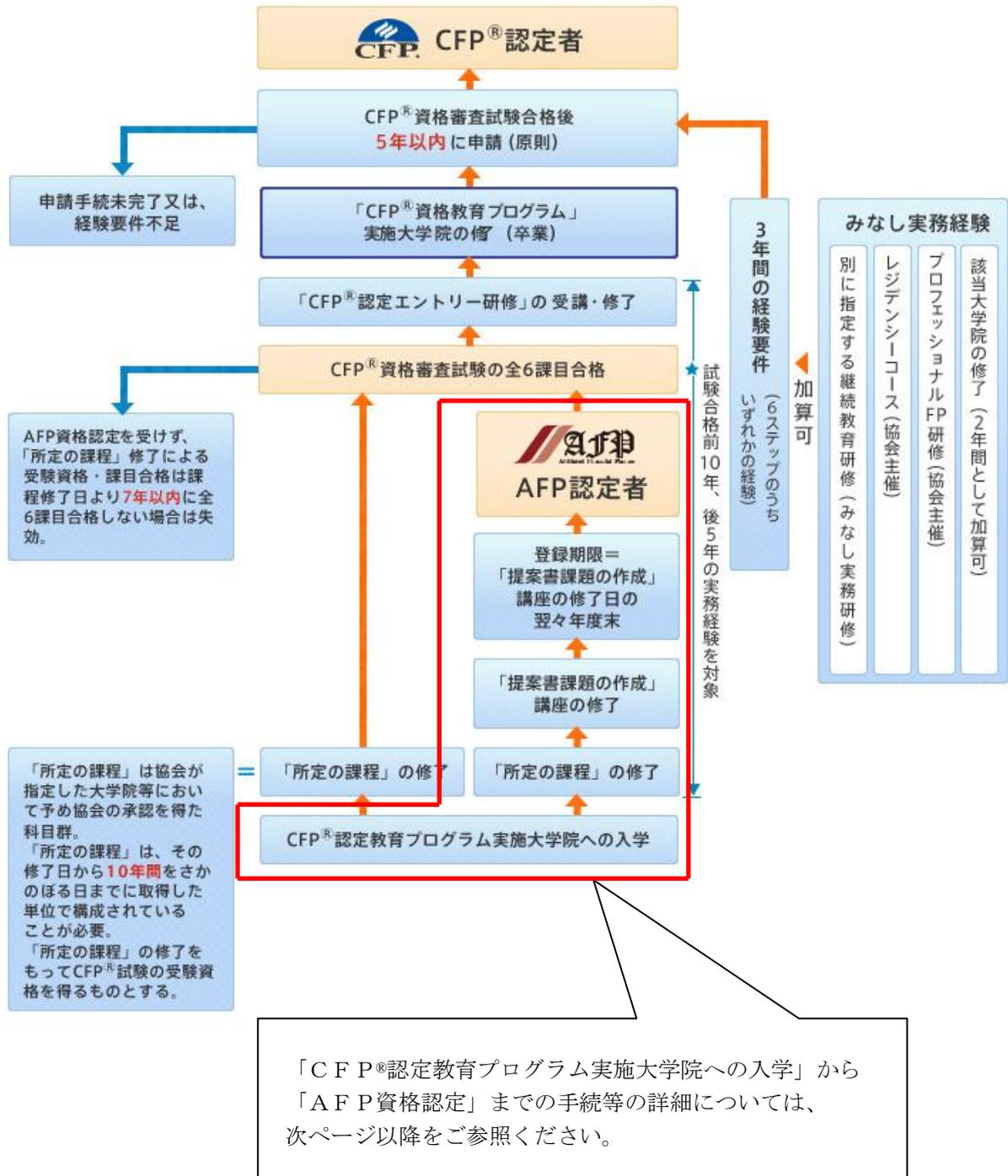


CFP®認定教育プログラムにおけるCFP®資格認定までのプロセス

～CFP®認定教育プログラム実施大学院の「所定の課程」修了者の場合～



CFP®認定教育プログラム実施大学院における 「所定の課程」修了者のAFP認定について

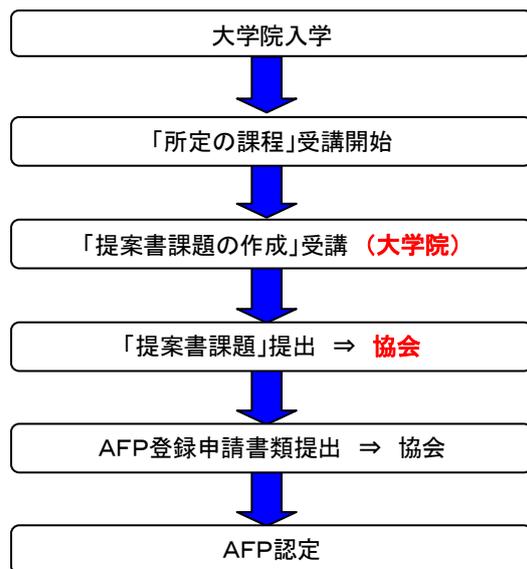
特定非営利活動法人（NPO法人）
日本ファイナンシャル・プランナーズ協会

特定非営利活動法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下、協会）の「CFP®認定教育プログラム」に対応する大学院における「所定の課程」の修了者は、一定の要件を満たすことにより、協会のFP資格認定会員であるAFP認定者としての登録権利が付与されます。本制度によるAFP認定をご希望の方は、本書面に記載の要件をご確認のうえ、必要な手続きを行ってください。

● AFP認定までの流れ

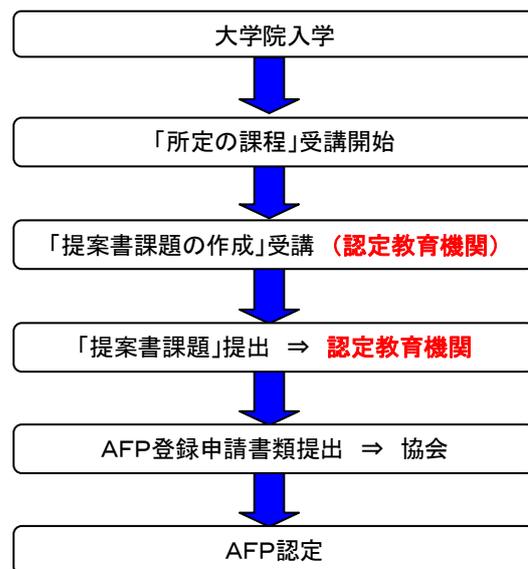
<ケース1>

大学院に「提案書課題の作成」科目がある場合



<ケース2>

大学院に「提案書課題の作成」科目がない場合



● AFP認定に必要な要件

1. 協会指定のCFP®認定教育プログラム対応大学院研究科への入学
2. CFP®認定教育プログラム「所定の課程」の修了
3. 「提案書課題の作成」講座の修了
4. 協会が定める申請書類審査

- ※ 上記の要件をすべて満たすことにより、AFP認定者としての登録が可能となります。ただし、本制度による「提案書課題の作成」講座の修了では、2級FP技能検定の受検資格は得られません。
- ※ AFP認定者として認定されるまではAFP認定マークの使用や「AFP認定者」と称することは一切できません。

1. 協会指定の大学院研究科への入学

本制度の対象となるのは、協会指定の以下の大学院研究科に入学し、本制度におけるAFP認定に必要な全ての要件を満たした方です。該当の大学院研究科の修了（卒業）は要件ではありません。科目等履修生は対象にはなりません。すでに該当の大学院研究科を修了（卒業）後、必要な要件を満たすために科目等履修生となった方は対象となります。

- 札幌学院大学大学院 法学研究科 地域社会マネジメント研究科
- 千葉商科大学会計専門職大学院 会計ファイナンス研究科
- 多摩大学大学院 経営情報学研究科
- 明治大学専門職大学院 グローバル・ビジネス研究科
- 立教大学大学院 ビジネスデザイン研究科
- 名古屋商科大学大学院 会計ファイナンス研究科
- 京都学園大学大学院 経済学研究科 経営学研究科 法学研究科
- 広島修道大学大学院 商学研究科 法学研究科 経済科学研究科
- 琉球大学大学院 人文社会科学研究科

以上9校（都道府県別五十音順）

2. CFP®認定教育プログラム「所定の課程」の修了

CFP®認定教育プログラムにおける「所定の課程」を修了してください。「所定の課程」の対象科目、必要単位数等については、大学院事務局にお問い合わせください。

3. 「提案書課題の作成」講座の修了

CFP®認定教育プログラムにおける「所定の課程」を修了するとともに、「提案書課題の作成」講座の修了が必要となります。なお、「提案書課題の作成」講座を履修することができる大学院と、「提案書課題の作成」講座を履修することができない大学院とで、費用や提案書課題の提出先、手続き等が異なりますのでご注意ください。在籍の大学院研究科で「提案書課題の作成」講座を履修することができるかどうかについては、大学院事務局にお問い合わせください。

<ケース1> 所定の課程に「提案書課題の作成」を含む(履修可能)大学院

- (1) 「提案書課題の作成」講座の受講・修了
大学院で「提案書課題の作成」を含む科目を履修・修了してください。
- (2) 提案書課題の作成・提出
「提案書課題の作成」を含む科目を履修し、大学院より提案書課題を取り寄せてください。提案書課題を作成し、「提案書課題採点依頼書」とともに、各自、協会に提出してください。提案書課題に合格し、講座を修了された方には、協会より修了証明書とAFP登録申請に必要な書類を送付します。

<ケース2> 所定の課程に「提案書課題の作成」を含まない(履修できない)大学院

- (1) 「提案書課題の作成」講座の受講・修了
協会に「提案書課題の作成」講座の受講を希望する旨をご連絡ください。講座を開講している認定教育機関の連絡先をお知らせします。各自、認定教育機関の「提案書課題の作成」講座の申込・受講料振込等の手続きを行い、受講してください。



(2) 提案書課題の作成・提出

提案書課題は、各自、所定の期限までに認定教育機関に提出してください。認定教育機関が提案書課題を採点します。提案書課題に合格し、講座を修了された方には、協会より修了証明書とAFP登録申請に必要な書類を送付します。

4. 協会が定める申請書類審査

AFP登録申請に必要な書類を協会に提出してください。AFP登録期限は、「提案書課題の作成」講座の修了日の翌々年度末です。協会による書類審査が完了すると、AFP認定者として登録され、AFP登録完了書類（認定証、ライセンスカード等）がお手元に届きます。協会への入会金・年会費をお支払いいただきます（ご指定の金融機関口座からの自動振替）。また、AFP認定者となると、継続教育期間が開始されます。2年間で継続教育単位15単位以上取得していただく必要があります。継続教育単位の取得方法については、継続教育規程や協会ホームページをご覧ください。

***注意** CFP®認定教育プログラムの「所定の課程」が未修了でも「提案書課題の作成」講座は受講が可能ですが、AFP登録申請時には「所定の課程」を修了していただいている必要があります。
なお、AFP登録期限までに登録手続きが完了しなかった場合は、再度、「提案書課題の作成」講座の受講が必要となります。

【AFP登録申請に必要な書類】

- ・ 会員登録申請書
 - ・ AFFILIATED FINANCIAL PLANNER®約束手続書
 - ・ 本人確認書類 …… 住民票（原本）、運転免許証（写）、写真付住民基本台帳カード（写）、外国人登録証（写）、保険証（写）、パスポート（写）のいずれか一通
 - ・ 大学院入学と「所定の課程」修了を確認できる大学院発行の証明書
- ※ 学生割引制度を申請する方は「学生割引制度 適用申請書」と「在学証明書」の添付が必要です。
申請書は協会ホームページよりダウンロードしていただくか、お電話にてお取り寄せいただけます。

【AFP認定までのスケジュール】

申請書受付日（必着） 土日祝は前営業日	AFP認定月 （協会入会月）	AFP登録完了書類 発送日	入会金・年会費振替日 土日祝は翌営業日
各月1～15日	申請書受付 翌月	申請書受付 翌月 5日頃	認定月の翌月 10日
各月16～末日	申請書受付 翌々月	申請書受付 翌月 20日頃	

「AFP認定基準規程」（抜粋）

（AFP認定の特例）

- 第6条 AFP認定者と同等、又はそれ以上の専門的知識と経験に裏付けされた技能を持つと認められた者に対して、AFP認定研修の修了と所定の手続きによりAFP認定を与えることができる。
- 2 協会が指定する大学院において、所定の課程を修了し、かつ協会が認める「提案書の作成」の講座を修了した者に対しては、別に定める手続きによりAFP認定を与えることができる。

本制度に関するご質問、「提案書課題の作成」講座開講先のお問合せ、及び、＜ケース1＞における「提案書課題」の提出は、下記までご連絡ください。

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス 5F
日本FP協会 総合教育部 大学院課程 係
Tel : 03-5403-9856 Fax : 03-5403-9701



CFP®認定教育プログラム Q&A

Q1. 大学院課程で CFP®資格を目指す場合と、通常のプロセスで目指す場合とでは、何が違いますか？

A1. 大学院課程では 2 級 FP 技能検定を受ける必要がない点が異なります（ただし、2 級技能士を取得したい場合は、大学院課程では 2 級 FP 技能検定の受検資格を得られません）。

また、通常のプロセスでは、CFP®資格審査試験（以下、CFP®試験）の前に AFP 登録が必須ですが、大学院課程では、大学院での「所定の課程」を修了することで、AFP 登録を経ずに、CFP®試験を受験することができます。

Q2. AFP に登録しないで CFP®試験を受験するのと、AFP に登録してから（AFP 認定者として）CFP®試験を受験するのとでは違いがありますか？

A2. AFP に登録しないで CFP®試験を受験する場合、全 6 課目の合格までに期限が設けられています（「所定の課程」の修了より 7 年以内）。AFP に登録した場合、AFP 資格を維持している限り CFP®試験 6 課目の合格までの期限はありません。

また、AFP 認定に大学院修了（卒業）は必要ありませんが、CFP®認定は大学院修了（卒業）が要件となります。AFP 登録は在学中でも可能です。

AFP に登録すると年会費がかかりますが、大学院在学中は学生割引制度の適用が可能です。希望する場合は、所定の手続きを行ってください。

Q3. 「所定の課程」とは何ですか？

A3. 協会が指定した大学院において、予め協会の承認を得た科目群を指し、FP の 6 分野に対応する科目と演習科目で構成されています。各大学院により承認されている科目が異なります。ご自身が在籍している大学院の「所定の課程」が分からない場合は、大学院の窓口または協会にお問い合わせ下さい。

Q4. 「所定の課程」の対象科目の一部を大学院入学前に履修したのですが、CFP®認定教育プログラムにおける「所定の課程」の単位として認められますか？

A4. 認められません。CFP®認定教育プログラムは、大学院研究科への入学を前提としていますので、入学前に履修した科目（単位）は対象外となります。

ただし、大学院修了後に在学中の「所定の課程」不足分を補うために履修した科目は、「所定の課程」の単位として認められます。ただし、不足科目履修修了から遡って 10 年間に全ての科目を履修している必要があります。



Q5. 在籍している大学院に「提案書課題の作成」科目がない場合はどうしたら良いですか？

A5. 日本FP協会にお問い合わせください。提案書課題作成講座（通信研修）を開講している協会の認定教育機関をお知らせします。ご自身で受講の申込みを行ってください。なお、受講にあたっては大学院とは別に費用がかかります。

Q6. 大学院で「提案書の作成」科目を履修しましたが、協会に提出する提案書課題が分かりません。

A6. 各大学院の窓口、または協会にお問い合わせください。提案書課題と提案書課題採点依頼書をお送りしますので、依頼書に必要事項を記入のうえ、提案書課題と合わせて、協会に郵送してください。

Q7. AFPの登録を考えていますが、すでにCFP®試験に出願し履修証明書を提出したことがあります。再度履修証明書の提出は必要ですか？

A7. 必要ありません。CFP®試験に出願したことがある旨をAFP登録申請時に協会にお知らせ下さい。

Q8. 大学院課程でCFP®資格を取得する場合も、経験要件として「3年間の実務経験」が必要ですか？

A8. 大学院課程修了者は、大学院在学2年を上限として在学期間を実務経験としてカウントすることができます。つまり、実際の実務経験は1年あれば経験要件を満たすことができます。（ただしCFP®試験全課目合格日前10年～後5年間の間の経験に限ります）。なお、1年間の実務経験がない場合は「みなし実務研修」等の研修を受講することにより、一定の実務経験とみなされます。

CFP®資格認定における実務経験の詳細については、日本FP協会H.Pをご覧ください。

⇒ http://www.jafp.or.jp/aim/cfp/ninteikyoku/cfp_jitsumu.shtml

Q9. このプログラムにおけるCFP®資格登録までの各種手続き期間・期限について教えてください。

A9.

No	手続き内容	期間・期限
①	大学院での「所定の課程」履修	「所定の課程」修了から10年を遡る期間。
②	「提案書課題作成講座」（外部機関）の受講	特になし。
③	AFP資格登録	「提案書課題作成講座」修了日の翌々年度末まで。
④	CFP®資格審査試験の全6課目合格	AFP登録を経ない場合は「所定の課程」修了より7年以内。 AFP登録をした場合（AFP認定者）は期限無し。
⑤	CFP®資格登録	CFP®資格審査試験全6課目合格後5年以内。